

## 蜜蜂転飼許可申請に関する留意事項

### 1 蜜蜂転飼許可申請書（以下、転飼許可申請書という。）の様式

(1) 県内用…第1号様式（第2条関係）

(2) 県外用…第1号様式（県外）

注1) 様式は、住所地の市町畜産担当部署（山口県養蜂組合員は、各自が所属する支部の支部長）から受け取ること。県HP掲載の様式でも申請可能です。

注2) 提供された情報は、転飼調整以外の目的には使用しません。

### 2 手数料

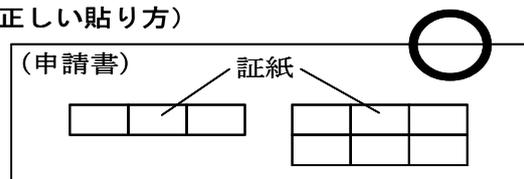
1つの転飼場所を一件とし、一件ごとに定められた手数料分の山口県収入証紙(消印しないもの)を転飼許可申請書に添付すること。

・ 15群までは1群につき **150円**

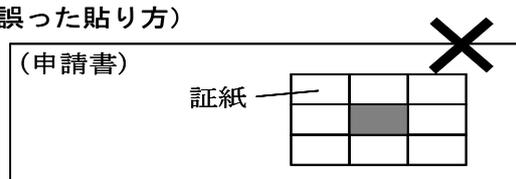
・ 16群以上は群数に関係なく **2,300円**

注) 必ず証紙の一部が申請書紙面と接するように貼付すること。

(正しい貼り方)



(誤った貼り方)



※  のように貼ると消印できない

### 3 添付書類

・ 土地貸与承諾書・土地利用申出書

土地貸与承諾書・土地利用申出書の添付がない場合、許可の対象としないので、必ず添付すること。

### 4 蜂群配置における留意事項

・ 市町へ提出する前には、必ず転飼先の山口県養蜂組合支部長に対して申請内容の確認を依頼し、近隣飼育者との競合がないかなどを確認し、支部長印を受領(別紙参照)した上で市町窓口へ提出してください。

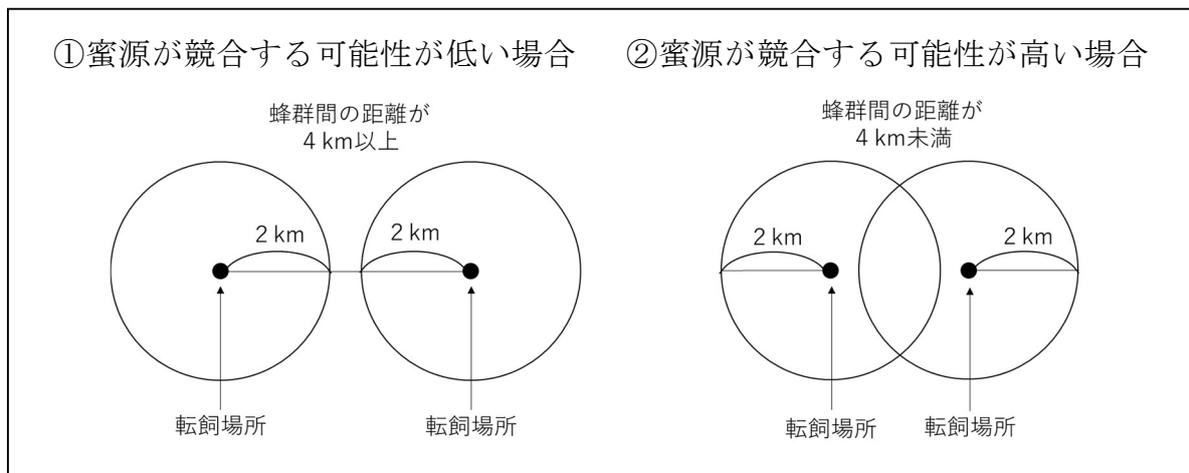
・ 転飼先が新規又は増群の場合等、近隣転飼者と競合している場合には、双方の話し合いなどにより、転飼場所や群数の調整を行っていただくことがあります。

・ なお、当県では、蜂群間の距離については、蜜源の競合を避ける観点から4km以上離すことを一つの目安としています（但し、山口県養蜂組合支部内や新規申請者と近隣飼育者の双方で調整が付いた場合は、この限りではありません）。

・ 申請期限を過ぎた申請や支部長確認印のない申請については、許可できない場合があります。

<参考>セイヨウミツバチの採餌圏は、通常半径2 km 程度とされています。

(出典：養蜂技術指導手引書 (みつばち協議会))



## 5 その他

- (1) 飼育届に記載する住所地以外での蜜蜂の飼育は「転飼」となり、業で飼育する場合は転飼許可申請書を必ず提出すること。

※蜂蜜などを譲渡することを目的として蜜蜂を飼育する場合、及び譲渡目的外でも **6群以上**飼育する者で、住所地以外の場所で蜜蜂を飼育する場合。

- (2) 転飼許可申請に必要な書類の原本(証紙添付のもの、申請者直筆のもの)を提出すること。
- ・ 4枚複写：複写のうち1枚(4枚目)を提出者本人の控えとして切り取って保管。
  - ・ 県HP掲載分：コピーを提出者本人の控えとして保管。
- (3) 同一転飼場所へ再転飼する場合は、転飼の期間、蜂群数及び飼育管理者を同一の転飼申請書に連記し、一件とする。
- (4) 蜜蜂転飼許可申請書の記の「蜂群数」は、**最大の蜂群数**を記入すること。
- (5) 土地貸与承諾書・土地利用申出書の1の「使用土地の所在」は、番地まで正確に記入すること。
- (6) 転飼場所において、野生動物等による巣箱への被害や蜜蜂による人畜等への危害が発生した場合は、所管農林(水産)事務所、養蜂組合支部及び市町と協議し、巣箱の移動等の対応を行うこと。
- (7) 転飼先の地域住民や農協と情報交換等を行い、農薬散布等による被害防止に努めること。